

第3回キラリふくしま介護賞 募集要綱

1 目的

キラリふくしま介護賞は、福島県内の介護施設等で勤務する介護職員が仕事にやりがいを感じ、モチベーションを向上させることにより、より一層仕事に励み、職場に定着することを目的に、また、介護施設、事業所が実施する労働環境・処遇改善等についての優れた取組を讃えることにより、介護人材の定着、育成等を促進するとともに、その取組を他の事業所に普及させ、介護人材の確保・定着・イメージアップにつなげる取組を推進することを目的に実施します。

2 募集対象

介護賞の対象者等は、次の各号すべてに該当する者とし、ただし、過去に介護賞を受けた者を除きます。

(1) 介護職員表彰

- ①福島県内に所在する老人福祉法（昭和38年法律第133号）第五条の二、第五条の三、第二十九条並びに介護保険法（平成9年法律第123号）第八条に定義された施設及び事業所（以下「施設等」という。）で現に勤務しており、介護職としての従事年数が推薦基準日（当該年度4月1日）で5年以上10年未満の者、かつ、推薦基準日に介護職員として勤務している者。
ただし、管理者の立場にある者を除く。
- ②介護福祉士の資格を有する者又は介護職員実務者研修若しくは介護職員初任者研修を修了した者（同等の研修を修了した者も含む）
- ③次のすべてに該当する者
 - ア 利用者やその家族に対する対応が優れている。
 - イ 新人職員や後輩職員への指導・助言に積極的に携わっている。
 - ウ 職員同士のチームワーク向上に貢献している。
 - エ 介護の仕事に積極的に取り組んでいる。

(2) 介護施設表彰

- ①福島県内に所在する施設等
- ②労働環境及び処遇の改善（働きやすい、働きがいのある、働き続けたい職場づくり）等について、優れた取組を行っている施設等
- ③施設等の名称及び取組内容について公表可能であること
- ④過去3年以内に介護保険法に基づく行政処分を受けた施設等でないこと
- ⑤過去3年以内に都道府県労働局により労働基準関係法令に違反するとして公表された施設等でないこと

3 応募方法

(1) 提出書類

①介護職員表彰

応募（推薦）にあたっては、施設等ごとに1名までとし、下記書類を郵送にて提出してください。

- | |
|--|
| ①第3回キラリふくしま介護賞 介護職員推薦書（別紙様式1）
②勤務中などの写真 |
|--|

②介護施設表彰

応募にあたっては、施設等ごとに1件までとし、下記書類を郵送にて提出してください。

- | |
|--|
| ①第3回キラリふくしま介護賞 施設等応募申請書（別紙様式2）
②取組みを行っている様子が分かる写真や資料等 |
|--|

- (2) 募集期限 令和4年7月29日（金）※当日消印有効
- (3) 提出いただいた書類・写真等は返却いたしません。本会の書類保存基準により保管し、期間経過後は、適切に廃棄処理いたします。
- (4) 提出された書類・写真及び提供された情報については、表彰の選考及び授与に関する業務のためだけに使用し、それ以外の目的には使用しません。
- (5) 事務局は書類に不備や疑義がある場合、申請者に対し、説明及び追加資料の提出を求めることがあります。

4 表彰・選考

- (1) 介護職員表彰は30名以内、介護施設表彰は5施設以内にキラリふくしま介護賞を授与します。（表彰状及び副賞）
- (2) 選考は、提出書類の内容を基に、別紙に定めた評価基準の観点から、選考委員会が選考を行います。
- (3) 介護施設表彰の選考は、書面での審査に加えオンライン等で対象施設担当者へヒアリング等を実施します。ただし、応募施設が10施設以上の場合は、書面審査上位10施設のみヒアリングを実施します。
- (4) 表彰選考委員会の選考結果に基づき、福島県知事が決定します。結果については、10月頃に文書にてお知らせします。
- (5) 授賞式は、11月中の開催を予定しています。

5 その他

- (1) 受賞された介護職員・介護施設は、受賞者紹介に掲載させていただきます。あわせて、「キラリふくしま介護賞受賞者（施設等）」として、福島県の介護をPRする活動に御参加いただく場合があります。

6 問い合わせ・書類提出先

一般社団法人 福島県老人福祉施設協議会
〒960-8141 福島市渡利字七社宮111

※封筒には「キラリふくしま介護賞応募書類在中」と記載してください。

TEL：024-572-3654 FAX：024-572-3664

HP：<https://f-roushikyo.or.jp/>

別紙 評価基準

1 介護職員表彰

(1) 対象

県内の介護施設等に従事する介護職員で、優れた対応力を有し、新人等への指導・相談に携わり、従事年数が推薦基準日（当該年度4月1日）で5年以上10年未満の者、かつ、推薦基準日に介護職員として勤務している者。ただし、管理者の立場にある者を除く。

（従事年数の算定において、勤務の形態が常勤、非常勤は問わない。また、1日の勤務時間についても問わない。従事年数は月単位で換算し、1か月未満の日数については切り捨てとする。）

(2) 審査項目

- ア 利用者やその家族に対する対応が優れている
- イ 新人職員への指導・助言にしっかりと携わっている
- ウ 職員同士のチームワークの向上に貢献している
- エ 介護の仕事に積極的に取り組む姿勢がみられる

2 介護施設表彰

(1) 対象

労働環境及び処遇の改善（働きやすい、働きがいのある、働き続けたい職場づくり）等についての優れた取組を行っている県内の施設等

(2) 審査項目

- ア 継続性（一時的な取組ではなく、継続的な取組、取組内容の見直しが必要に応じて実施されている）
- イ 独自性（先行事例に工夫を加えた取組）
- ウ 先進性（今後の介護を取り巻く環境を見据えた取組）
- エ 展開性（他の事業所での実施が可能な取組）
- オ 模範性（他の事業所での実施が望まれる取組）
- カ 一体性・全体性（職員全員に取組の意図や内容が浸透している、事業所をあげての組織的な取組）
- キ 実績・成果（働きやすい、働きがいのある職場づくりに繋がっている、職員の入職増、定着に繋がっている、利用者の満足度の向上に繋がっている）